

令和4年第4回日南町議会定例会

陳情文書表

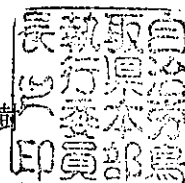
受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第2号	令和4年 4月21日	地方財政の充実・強化を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取市南町 505 番地 自治労鳥取県本部 執行委員長 山口 一樹ほか1名	総務教育常任委員会
第3号	令和4年 5月13日	消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情	別紙写し のとおり	米子市博労町 3-90 米子民主商工会 会長 足川 晴雄	総務教育常任委員会
第4号	令和4年 5月16日	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	別紙写し のとおり	米子市米原 2丁目 3番 20号 鳥取県高等学校教職員組合西部支部 支部長 田中 繁ほか1名	総務教育常任委員会
第5号	令和4年 5月17日	西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の見直しを求める陳情	別紙写し のとおり	米子市彦名町 2388-1 西部広域大型ごみ処理施設を考える会 共同代表 百毛 晴雄ほか3名	総務教育常任委員会
第6号	令和4年 5月27日	日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取市西品治 510-7 鳥取県原爆被害者の会 会長 梶川 道子ほか2名	総務教育常任委員会



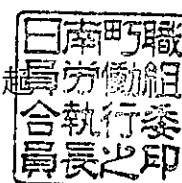
2022年4月21日

日南町議会議長 山本 芳 昭 様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地
自治労鳥取県本部
執行委員長 山 口 一 樹



日南町霞 800 番地
日南町職員労働組合
執行委員長代理 伊 田 直 起



地方財政の充実・強化を求める陳情

〔陳情趣旨〕

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、財布は「骨太指針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方行政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

〔陳情事項〕

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分にさせる財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方間の財源偏在性の是正にむけては、

偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

〔提出先〕 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

地方財政の充実・強化を求める意見書（モデル案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2022年6月 日

県市町村議会

<提出先>

細田 博之	衆議院議長	〒100-0014	東京都千代田区永田町 1-7-1
山東 昭子	参議院議長	〒100-0014	東京都千代田区永田町 1-7-1
岸田 文雄	内閣総理大臣	〒100-8914	千代田区永田町 1-6-1 内閣府内
鈴木 俊一	財務大臣	〒100-8940	千代田区霞が関 3-1-1 財務省内
金子 恭之	総務大臣	〒100-8926	千代田区霞が関 2-1-2 総務省内
後藤 茂之	厚生労働大臣	〒100-8916	千代田区霞が関 1-2-2 厚労省内
野田 聖子	内閣府特命担当大臣 (地方創生)	〒100-8968	千代田区永田町 1-6-1 内閣府内
山際大志郎	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)	〒100-8914	千代田区永田町 1-6-1 内閣府内

地方自治法第 99 条に基づく意見書採択の取り組みについて (参考資料)

①取り組みの意義

政府予算編成スケジュールは、6 月にいわゆる「骨太方針」等で政府全体の基本的な方針が示され、年末の財務省・総務省間の協議で地方財政対策と翌年の地方財政計画が策定されることとなります。そのため、政府の予算編成のスケジュールに合わせて、地方財政確立の取り組みを進めることが重要です。

地方自治法第 99 条では、議会の意見書提出権について「地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」旨を定めています。これは、「自治体の事務に属するものに限らず、自治体の公益に関係するすべての事項に及び得る」とされ、意見書を受けた国や関係省庁には受理の義務があると解されています。

意見書採択を行う目的は、各地の地方議会から、地方財政と社会保障の重要性を直接国に訴えるためであり、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通じ、地方財政の確立をめざします。

②モデル案の解説

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

<解説>

2022 年度地方財政対策では、一般財源総額が約 62 兆円（前年比 203 億円増）と、骨太方針 2021 に記載されるとおり、ほぼ前年度の水準が確保されました。地方交付税についても同様に、約 18 兆円程度（前年比 6,153 億円増）と三位一体改革以降では最高の水準となっています。

しかし、前年度である 2021 年度、この年もコロナ禍により、かなりの税収減が予想されていましたが、結果的に国の税収は過去最高を記録しました。その税収の上振れ分として補正予算が生まれ、翌年度である 2022 年度地方交付税の財源分として、約 1.3 兆円が繰り越されているのです。この経過を見ると、今年度 2022 年度の地財計画は、繰り越し分がプラスされているにもかかわらず、「ほぼ前年通り」の水準に据え置かれたとも考えられます。この間の骨太方針が「前年度水準を確保する」としてきた背景には、国の厳しい財政状況を地方にまで転嫁しない、いわば「縮小化への歯止め」としての機能が期待されていましたが、2022 年度の地財計画を見ると、むしろ前年度水準を「上限化」しているようにも思われます。現在の地方財政は急激な高齢化を反映し、恒常的に社会保障費が増加する性格を持っています。これに加えて、脱炭素化、デジタル化など新たな業務も増加の一途をたどっており、果たして今まで

通りの地方財政規模を確保するのみで、これまで通りのサービス水準を提供できるのか大いに疑問です。またコロナ禍でも明確になったとおり、地方で提供される社会保障サービス等を支えるのは現場の労働者であり、実際に今回の地財計画においては全国ベースで地方公務員を0.5万人増加させることが見込んでいます。そのことも踏まえ、より積極的な財源と人員の確保を求めるものです。

2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

<解説>

前項でも指摘したとおり、2022年度地方財政計画については前年度水準が保たれています。このこと自体は地方三団体等からも歓迎的な考えが示され、自治労としても否定はしていません。しかし、歳出における一般行政経費の内訳を見ると、補助事業分は2.2%増加していますが、地方単独事業分への配分は抑制的に0.3%増に留まっています。補助事業分を厚くし、地方単独事業分を抑制的にしている傾向は、ここ10年近くに及んでいます。しかし、地方における支出は、社会保障に関連した地方単独分こそが増加しており、その財源への手当が抑制的であるため、結果的に、自治体が人員抑制による財源対応に陥るといった悪循環も指摘されています。このため、地方単独事業分を含めた社会保障経費を確保し、これに見合った地方一般財源の総額が保障されるべきです。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

<解説>

コロナ禍における経済状況はK字回復ともいわれるように、産業分野ごとに大きく好不調の差が生じています。しかし全体として経済は一定「好転」しており、その結果は税収にも影響し、2022年度における地方財源不足額は当初の予想に反し、前年の約10兆円から2兆5,559億円へ大幅に縮小されました。このため、国と地方で折半する財源不足額は今2022年度解消、臨時財政対策債も新たな発行は1兆8000億円程度と前年より3兆7000億円程度減少しています。

しかし、要求項目の1でも触れたように、2022年度地方交付税の財源分として約1.3兆円が繰り越されてもなお、2.5兆円を超える財源不足が生じています。

地方自治体がより自律的に運営されるためには、地方固有の財源とされる地方交付税総額、すなわちその原資となる国税収入における法定率を引き上げ、地方が自らの

判断で財政運営できる範囲を拡大するための抜本的な改革が必要です。地方交付税法においても、普通交付税の総額が著しく不足している場合は、税率（地方交付税率）を引き上げる旨を規定しています。現行の地方交付税率は国税4税において、所得税の33.1%、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%となっていますが、本来この比率を上げ、地方財源全体を引き上げることが重要です。

とくに、所得税、消費税は地方による偏在性が少ない、安定的な税源です。その地域で税を支払い、その地域で受益する。こうした負担と受益の関係性を希薄化させないためにも、より偏在性の少ない租税のあり方を追求すべきです。偏在性の是正にむけて、国は2020年度から地方法人税の偏在是正措置分として財源化した「地域社会再生事業費」を今年度2022年度も4,200億円計上しています。この事業費においては、少子高齢化や過疎化が進む地域に厚く配分される算定方法が採用されていますが、そもそも東京都等が減収となる分を各地方に充当するものであるため、いわば自治体間での財源争いとも言えます。

地方財政における本来の課題は、国と地方の税源配分が「国税6割・地方税4割」に対し、「国の支出が4割・地方の支出が6割」となっている、逆転現象にあります。国税から地方税への税源移譲こそを進めるべきです。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

<解説>

コロナ禍については第6波の収束も見越せず、すでに第7波に対する警戒感も漂いだすなど、依然厳しい状況にあり、各自治体においては引き続き、ワクチン接種対応、また地域経済対策が求められます。コロナ対策をめぐっては、今後も想定していなかった行政需要が生まれる可能性もあり、国としても5兆円の予備費を計上しています。これらの財源も活用し、引き続き、国による財源保障を求めます。

また、コロナ対策として行った固定資産税の軽減措置は2022年度にも一部継続されましたが、固定資産税は市町村においては税収の4割を占める基幹税であることから、こうした措置は地方財源への予見性を損なうものと言えます。国として厳に慎むべき行為です。コロナ禍、また国際紛争時における経済対策など緊急的な事態であっても、地方の財政運営に大きな影響を及ぼす場合は、地方の意見を十分に尊重すべきです。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

<解説>

「まち・ひと・しごと創生事業費」は 2015 年度以降、一般行政経費における補助事業・単独事業とは別枠で計上されています。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」第 2 期の開始にともない、2022 年度も 1 兆円が確保されていますが、2024 年度までの時限措置であるため、財源としての安定性には課題が残ります。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」については、行革努力分や人口増減率等による取り組み成果などが交付算定の指標とされているなど、国の施策誘導ともいうべき、運用上の問題もあります。このため、今後も将来にわたる安定財源として、経常的、恒久的な財政需要に位置付けるよう求めます。また、活力ある地域社会づくりや東京への一極集中是正といった極めて広範な課題解決にむけた取り組みでもあることから、その財源の拡充についてもあわせて要求します。

6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

<解説>

2020 年 4 月から会計年度任用職員制度については、2020 年度には一般行政経費として 1,738 億円が計上され、2021 年度は制度の平年化による期末手当の支給月数増加分に対応し、さらに 651 億円が上積みされました。しかし今年度からはすでに予算上、組み込まれたものとして扱われるため、地方財政計画上も特段の記載はなくなりました。しかし、職場の実態からすると、昇給制度の導入や給料・報酬の基本額改善まで織り込まれた予算とは言い難く、いまま職場における継続的な処遇改善の取り組みが必要となっています。このため、継続的に処遇改善にかかる所要額調査の実施などを求め、それに応じた財源の措置を求めます。

7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

<解説>

地方公務員の給与は、地方自治の本旨と地方分権の理念に基づき、各地方自治体における労使交渉を踏まえて決定されるべきものです。総務省も、地方公務員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、各団体の議会において条例によって定められるもの、との考えを示していますが、総務省令では、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、特別交付税を減額することとしています。これらの措置は、人事委員会の勧告制度、労使交渉を経て、条例で定めるという給与決定の原則を否定することになりかねません。財源不足から手当等が国の支給基準を下回るよう

な自治体の財源不足は調整せず、国の基準を上回っている部分についてのみ減額措置を行うことは制裁措置とも受け取れることから、そうした取り扱いの是正を求めます。

8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。

<解説>

いま政府はデジタル・ガバメント化を強力に推進しつつあります。2021年9月には強力的な総合調整機能を有するデジタル庁を設置し、市町村を通じたマイナンバーカードの取得促進や、地域デジタル社会推進費2,000億円を計上し、自治体情報システムの標準化・共通化を推進しています。

自治体業務システムの標準化については、2025年までの完了がめざされていますが、その規模や人材不足などにより、目標達成が困難という自治体も存在しています。

また、システム化を進める一方で、それについて行けない住民の存在、いわゆるデジタルデバイド問題や、旧制度と新制度の過渡期には両制度での業務対応も求められるなど、自治体職場における一層の繁忙化も予想されます。

地域デジタル社会推進（2,000億円）は2022年度までの計上予定でもあることから、国には引き続きの予算確保、また人材まで含めた自治体支援策を求めます。

9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

<解説>

森林環境譲与税・森林環境税については、個人住民税への1000円上乗せ徴収がはじまる2024年度に先立ち、度重なる台風被害の影響なども加味して、2019年には譲与額200億円、2020年度からは倍増し400億円がすでに自治体に譲与されています。しかし、大都市における木材利用や、中山間地における林業人材の確保などを急速に進めることは難しく、結果的に譲与された財源が有効に活用されていないとの指摘も見られます。

木材利用や伐採、植林など森林を育成する取り組みは本来、長い時間を要します。また、2024年度から予定される森林環境税の徴収を前に、大幅に制度を見直すことは地方財政における予見性にも支障をきたします。このため、拙速に制度を根本から見直すのではなく、より有効な譲与税の活用法こそを検討すべきです。現行では、私有林人工林面積5割、林業就業者2割、人口3割となっているため、結果として人口の多い横浜市や大阪市など大都市への譲与額が大きくなっていますが、まずは人口基準を見直し、伐採や植林などより林業需要が見込める自治体への譲与額を増加させるべきです。また、自治体における好事例をより積極的に周知するよう、国としての対応も求められます。

10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

<解説>

総務省は「合併後の市町村の姿の変化に対応した交付税算定」で、2014年度から5年間をかけて、支所経費の算定充実、人口密度等の補正係数の引き上げ、標準団体の面積の見直しなどを進め、合併時点で想定されなかった財政需要として6700億円程度を交付税の算定に反映させてきました。こうした措置については、今後に対応する必要があります。また合併にかかわらず、2005年に普通交付税算定から廃止されていた人口急減補正が2010年に復活、2016年に拡充された経緯もあることから、今後も全国的に直面する人口減少問題に備えた対応が求められます。



日南町 議会議長

山本芳昭様

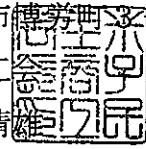
令和 4 年 5 月 13 日

鳥取県米子市 博善町 3-90

米子民主商工

会長 足川晴

電話 0859-22-3860/FAX0859-34-2823



消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情

【陳情事項】

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国にあげて下さい。

【陳情趣旨】

新型コロナウイルスの影響で景気回復が見通せず、中小業者の経営困難が続く下で、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

複数税率における消費税の申告納税のために必要との観点から導入されるインボイス制度ですが、軽減税率が適用されて以降、現行の帳簿方式により2回の申告納税が行われています。その間、なんの問題もなく適正な申告納税が行われており、インボイス制度を導入する意義は極めて薄いと言えます。

そればかりか、免税事業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。

また、全国で約500万社の免税事業者、1577万のフリーランス、70万人のシルバー人材センターで働く方々に、消費税0%から10%へと一気に増税を強いることとなります。

地域経済が疲弊する下で、中小業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売つぶすな」の願いを込め、インボイス制度の実施中止を求めるものです。

以上

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

本年1月中旬から、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の流行により、鳥取県内でも一日の新規感染者数が高止まりの状態となっている。3年余になる新型コロナウイルス感染症による影響が、地域経済、とりわけ中小零細企業・小規模事業者を深刻な状況に追い込んでいる。

こうした状況下、令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されることとなっており、昨年10月からは適格請求書発行事業者の登録申請が開始された。

消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、登録事業者が発行する適格請求書が必要となる場合があるため、未登録の事業者は取引を避けられかねず、一方で、登録事業者になると、売上高にかかわらず納税義務が発生することとなり、登録の有無にかかわらず、中小企業・小規模事業者の負担が増加するという深刻な問題がある。

また、中小企業・小規模事業者は仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況にあり、同制度の導入を契機とした廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者にとどまる事業者の成長意欲の低下を招くなど、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけることになり、地域経済の衰退に拍車をかけてしまう。

よって国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施を中止することを強く要望するものである。

記

1. 令和5年10月1日の消費税インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

インボイス制度解説

インボイス制度について、米子市シルバー人材センターを例に挙げます。シルバー人材センターでは令和3年度予算を公表しています。ここから、消費税の納税額を推計すると、約30万円の納税額となります。

インボイス制が始まるとシルバーさんに支払っている配分金（外注費）が仕入税額控除できなくなるので、その分シルバー人材センターの消費税納税額は増えます。インボイス制導入後の消費税納税額は、約1500万円となります（実際には経過措置により、3年間は300万円、4～6年目は750万円）。

シルバー人材センターに担税力はなく、インボイス制導入と同時に倒産してしまいます。この問題を国会で取り上げた際、厚労省は「負担がかからないように発注者である地方自治体に適正価格の設定を要請した」と答弁しました。要約すると「米子市がシルバー人材センターに支払う委託費に消費税納税分を上乗せしなさい」ということです。米子市の財源は私たちが納める市民税等ですから、結局、シルバー人材センターの消費税増税分を、市民税を使って支払うということになります。

これはシルバー人材センターに限らず、民間企業でも同じように起こります。民間企業の消費税増税分は価格に反映されるので、物価の上昇というかたちで私たちが負担することになります。ただ、民間企業の場合は価格に反映できないところもありますので、消費税の負担増に耐えられず、倒産廃業が多数発生することが心配されます。また、民間企業は下請けの免税事業者を課税事業者にして消費税を納税させることで、消費税の負担増を免れようとしています。免税事業者が課税事業者となることで納める消費税額は、年間15万4000円と財務省は試算しています。現在、免税事業者は中小零細事業者500万者、フリーランス1577万人、シルバー人材センター会員70万人とされています。ここから、国民一人当たりが1年間に負担するインボイス制導入による消費税の負担増額を計算すると26,282円となります。4人家族なら年間10万5千円という大增税が行われようとしているのです。

米子民主商工会
事務局長 滝根崇



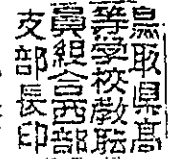
陳情書

2022年5月16日

日南町議会議長
山本 芳昭 様

米子市米原2丁目3番20号アーバンプラザ1F-4
TEL0859-32-4080/Fax0859-32-8844

鳥取県高等学校教職員組合西部支部
支部長 田中 繁



鳥取県教職員組合西部支部
支部長 内田 浩文



ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、 2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

<陳情趣旨・理由>

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

<陳情の項目>

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様

日南町議会議長 山本 芳昭

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書案

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。




西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の
見直しを求める陳情

2022年5月 / 7日

日南議会議長 山本芳昭 様

陳情者 西部広域大型ごみ処理施設を考える会共同代表

住 所 鳥取県米子市彦名町2388-1

氏 名 百毛 晴雄 


住 所 鳥取県西伯郡大山町西坪159

氏 名 山下 昭治 

住 所 鳥取県日野郡日南町霞1553-1

氏 名 石田 正義 

住 所 鳥取県西伯郡南部町馬場226

氏 名 真壁 紹範 

連絡先 0859-66-3025

[願意]

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想は見直すべきです。

2004年に、西部地区各市町村議会が、「西部広域行政管理組合」の規約変更を議決し、規約に「ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること」という一文が追加されました。これは、西部広域が一般廃棄物の焼却場を運営できる道を開くものでした。これは本来、市町村が行うべき一般廃棄物処理行政が、二重に行われることを意味するものです。今回の西部広域の構想は、施設建設費概算約232億円を予定して、2032年からの稼働を目指している施設の建設に係る計画の構想です。国の高効率ごみ発電施設建設に伴う交付金のかさ上げ、焼却場だけなら1/3だが、ごみ発電を行えば1/2とする国の誘導策に乗って建設を予定されています。しかし、2022年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。このことによって、各市町村における一般廃棄物処理基本計画の大幅な見直しが必要となります。しかも熱回収をリサイクルと呼べないと明言されているのですから、これに係る交付金等の見直しが予想されます。国の方針が変わったのですから、各市町村の一般廃棄物処理基本計画の見直しが行われた後に、それに沿った計画に見直すべきです。しかも補助金等が変わるのですから、今からゴミ発電計画は削除して見直すべきと考えます。

[理由]

環境省は、「循環型社会形成推進基本法」に基づくパンフレットの中で、「循環型社会の姿」として、1番目に「リデュース（廃棄物等の発生抑制）」2番目に「リユース（再使用）」3番目に「マテリアルリサイクル（再生利用）」4番目に「サーマルリサイクル（熱回収）」5番目に「適正処分」と位置づけ、1から3を優先する位置づけにしています。このうち、「熱回収」がリサイクルから除外されれば、1番目から3番目までのごみのリデュース、

リユース、マテリアルリサイクルを徹底して行う計画が必要です。この計画は各市町村との連携を図る必要があるので、基本構想は大きく見直す必要があります。

2022年4月1日施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の経済産業省及び環境省の解説では「今後、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するため、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要です。こうした考えを踏まえ、多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じるべく、令和3年6月に『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』を制定しました。」とあります。

この趣旨に沿って、各市町村における一般廃棄物処理基本計画の大幅な見直しが必要となります。

2018年の事業系ごみの割合は西部圏域全体で45%となっています。他のごみは、各市町村の取り組みの差がありますが、紙ごみ等のリサイクルなどは進んでいます。軟質プラスチックごみは、市町村で取り組みの差があり、米子市、大山町は、以前再生利用(リサイクル)を行っていましたが、今は焼却しています。この問題は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に沿えば、大幅な変更が求められるものです。

また、生ゴミと事業系ごみの割合も高く、焼却で対応しています。プラスチックごみのリサイクル計画と、事業系ごみの再利用の促進が必要であることは明らかで、それを進めれば、ごみの焼却量は減少するのではないのでしょうか。

全国には先進例がいくらでもあります。小規模バイオマス発電や堆肥化など計画すべきと考えます。事業系ごみについては、各事業所にプラスチックごみの減量化の促進、またごみの再利用化への協力を促し、パリ協定実現に向けて官民一体となって取り組む必要があると考えます。鹿児島県志布志市は隣町の大崎町と一部事務組合を運営していますが、生ゴミも含めた徹底したごみの減量化とリサイクルによって、リサイクル率が志布志市で72.7%、大崎町で83.1%という取り組みを行い、焼却炉を持たない自治体となっています。このような取り組みに学んで、住民意識の向上も含めた取り組みが求められています。

以上の点から、基本構想は見直しを行い、「リデュース(廃棄物等の発生抑制)」、「リユース(再使用)」、「マテリアルリサイクル(再生利用)」に基づく計画とすることを日南町議会が認識され、日南町及び西部広域行政管理組合に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」の見直しを求められるよう陳情いたします。

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想の
見直しを求める意見書(案)

2022年6月 日

鳥取県西部広域行政管理組合管理者
米子市長 伊木隆司 様

鳥取県日野郡日南町議会

2004年に、鳥取県西部地区各市町村議会が、「西部広域行政管理組合」の規約変更を議決し、規約に「ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること」という一文が追加されました。これは、西部広域が一般廃棄物の焼却場を運営できる道を開くものでした。これは本来、市町村が行うべき一般廃棄物処理行政が、二重に行われることを意味するものです。

今回の西部広域の構想は、施設建設費概算約232億円を予定して、2032年からの稼働を目指している施設の建設に係る計画の構想です。国の高効率ごみ発電施設建設に伴う交付金のかさ上げ、焼却場だけなら1/3だが、ごみ発電を行えば1/2とする国の誘導策に乗って建設を予定されています。しかし、2022年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。このことによって、各市町村における一般廃棄物処理基本計画の大幅な見直しが必要となります。しかも熱回収をリサイクルと呼ばないと明言されているのですから、これに係る交付金等の見直しが予想されます。国の方針が変わったのですから、各市町村の一般廃棄物処理基本計画の見直しが行われた後に、それに沿った計画に見直すべきです。しかも補助金等が変わるのですから、今からごみ発電計画は削除して見直すべきと考えます。

[理由]

環境省は、「循環型社会形成推進基本法」に基づくパンフレットの中で、「循環型社会の姿」として、1番目に「リデュース(廃棄物等の発生抑制)」2番目に「リユース(再使用)」3番目に「マテリアルリサイクル(再生利用)」4番目に「サーマルリサイクル(熱回収)」5番目に「適正処分」と位置づけ、1から3を優先する位置づけにしています。このうち、「熱回収」がリサイクルから除外されれば、1番目から3番目までのごみのリデュース、リユース、マテリアルリサイクルを徹底して行う計画が必要です。この計画は各市町村との連携を図る必要があるため、基本構想は大きく見直す必要があります。

2022年4月1日施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の経済産業省及び環境省の解説では「今後、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するため、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を行うことが必要です。こうした考えを踏まえ、多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じるべく、令和3年6月に『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』を制定しました。」とあります。

この趣旨に沿って、各市町村における一般廃棄物処理基本計画の大幅な見直しが必要となります。

2018年の事業系ごみの割合は西部圏域全体で45%となっています。他のごみは、各市町村の取り組みの差がありますが、紙ごみ等のリサイクルなどは進んでいます。軟質プラスチックごみは、市町村で取り組みの差があり、米子市、大山町は、以前再生利用（リサイクル）を行っていましたが、今は焼却しています。この問題は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に沿えば、大幅な変更が求められるものです。

また、生ごみと事業系ごみの割合も高く、焼却で対応しています。プラスチックごみのリサイクル計画と、事業系ごみの再利用の促進が必要であることは明らかで、それを進めれば、ごみの焼却量は減少するのではないのでしょうか。

全国には先進例がいくらかでもあります。小規模バイオマス発電や堆肥化など計画すべきと考えます。事業系ごみについては、各事業所にプラスチックごみの減量化の促進、またごみの再利用化への協力を促し、パリ協定実現に向けて官民一体となって取り組む必要があると考えます。鹿児島県志布志市は隣町の大崎町と一部事務組合を運営していますが、生ごみも含めた徹底したごみの減量化とリサイクルによって、リサイクル率が志布志市で72.7%、大崎町で83.1%という取り組みを行い、焼却炉を持たない自治体となっています。このような取り組みに学んで、住民意識の向上も含めた取り組みが求められています。

以上の点から、基本構想は見直しを行い、「リデュース（廃棄物等の発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「マテリアルリサイクル（再生利用）」に基づく計画とするよう、西部広域行政管理組合に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」の見直しされるよう意見書を提出します。

以上

2022年 5月23日

日南町議会
議長 山本芳昭様



陳情者 鳥取県原爆被害者の会 会長 梶川道子
鳥取県生活協同組合連合会 代表理事 会長 松軒浩史
原水爆禁止鳥取県協議会 理事長 山上英明
連絡先 〒680-0811 鳥取市西品治510-7 原水爆禁止鳥取県協議会 Tel.0857-21-4445



日南町平和実行委員会代表理事 山本芳昭様

日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める陳情

いま世界はロシアによる国連憲章無視のウクライナ侵略と核兵器使用の脅しにより、大きな不安に包まれています。いうまでもなく、核兵器が使用された場合、その被害は想像を絶する惨害であり、全面的核戦争につながりかねない危険をはらんでいるからです。ひとりの専制的な支配者により、世界がこのような危険にさらされるとは、だれが想像したでしょうか。

核兵器は戦争を抑止すると喧伝され、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の保有する核兵器は人類を何度も絶滅できるほどの数を超え、3万発以上に達しています。また、5大国以外にも、自国を守るという名目で、イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮と核保有国は広がっています。NPT体制は、5大国に核保有を許す代わりに、核兵器の削減に取り組むことを義務付け、5大国もそれを一応了承していますが、実際には真摯に取り組まれているとは言えず、プーチン大統領による核使用の威嚇に世界は直面しています。

2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約はこうした核兵器をめぐる情勢が一向に改善することなく、むしろ、核兵器の近代化や核保有国の増加によって核兵器の惨害の可能性が高まっている事、核兵器を持たない国がこうした惨害の被害を受ける状況の中で核兵器を国際法上違法化しようという流れの中で誕生しました。

条約は、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪し、核兵器に「悪の烙印」を押しました。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものになっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国民の切望に応えるものとなっています。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

アメリカの「核の傘」に安全保障をゆだねている日本政府は核兵器禁止条約に背を向け続けています。軍事的緊張が高まれば高まるほど、核兵器使用の危険は高まっていきます。未来の子どもたちが、核戦争の危機にさらされないようにするために、今こそ、日本政府は核兵器廃絶に向けて、真剣に努力する時です。

鳥取県は、全自治体が非核自治体宣言を行っています。この宣言を実効あるものにするために、貴議会からも、日本政府に対し、禁止条約の批准を求める意見書を上げてください。

【陳情項目】

日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう意見書を上げてください。

【意見書・例文】

日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書

ロシアによる国連憲章違反のウクライナ侵略と核兵器使用も辞さないとの姿勢は、世界中を恐怖と不安に陥れました。今、人類は核戦争の危機に直面しており、多くの国が核兵器の恐怖にさらされています。

人類は、英知を結集して、この危機を乗り越えなければなりません。

2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約は、核兵器の使用はもちろん、威嚇も許されないとしています。

条約は、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪し、核兵器に「悪の烙印」を押しました。核兵器は今や、不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものになっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国民の切望に応えるものとなっています。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

アメリカの「核の傘」に安全保障をゆだねている日本政府は核兵器禁止条約に背を向け続けています。軍事的緊張が高まれば高まるほど、核兵器使用の危険は高まっています。未来の子どもたちが、核戦争の危機にさらされないようにするために、今こそ唯一の「戦争被爆国」として、日本政府は核兵器廃絶に向けて、先頭に立って真剣に努力する時です。

日本政府が核兵器禁止条約を批准する事を強く求めます。

年 月 日

内閣総理大臣 様
外務大臣 様

町議会